

総務政策委員会記録

開会年月日	令和4年12月19日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前10時34分
出席委員名	◎岡田善行 ○大西要一 川口 浩 久保 真
	鈴木豊司 西山則夫 浜口和久
	品川幸久 議長
欠席委員名	なし
署名者	川口 浩 久保 真
担当書記	奥野進司
審査案件	議案第95号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第6号） （総務政策委員会関係分）
	議案第103号 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部改正等 について
	議案第104号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について
	議案第115号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議 について
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、職員課長
	資産経営部長、資産経営部参事、契約課長
	その他関係参与

審査経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に川口委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、12月12日の本会議において審査付託を受けた「議案第95号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」外3件について審査し、若干の質疑の後、全会一致で原案どおり可決すべしと決定、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、川口委員、久保委員の御兩名を御指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る12月12日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました4件であります。

案件名については審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第95号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）（総務政策委員会関係分）】

◎岡田善行委員長

それでは、「議案第95号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の14ページをお開きください。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款1 議会費の審査を終わります。

次に、16ページをお開きください。

16ページから19ページの款2 総務費を款一括で御審査願います。

当分科会の所管から除かれるのは、項1総務管理費、目21交通対策費です。
御発言はございませんか。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

市民交流推進費の一般職員人件費でお聞かせをいただきたいんですが、この人件費がここにきて1.5倍になっております。職員体制なり、また事業内容等に変化があったのか、その増額の要因とですね、この職員手当等の740万円の内訳、教えていただけないですか。

◎岡田善行委員長

職員課長。

●上田職員課長

今回増額がありましたのは、当初予算よりも職員の配置が2名で増えたことによるものでございます。

それから職員手当、こちらのほうが増額したのは、時間外手当が増額した分でございます。その内容につきましては、伊勢まつりの再開に伴うものでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この補正が成立するまでに、この予算執行上のほうに問題は出てこないのか、どうなのか。当然に予算不足を生じてくると思うんですけど、その辺の対応はどのようにしてきたんですかね。

当初予算の中で賄ってこられたってということですか。

◎岡田善行委員長

職員課長。

●上田職員課長

委員仰せのとおり当初予算のほうで賄いのほうさせていただきます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回の補正で人件費占める割合というのが、補正前では47%であったのが、57%、こ

の市民交流推進の57%が人件費ということになってくるんですけど、その辺はどのような見解をお持ちでしょうか。半分以上が人件費ということなんですが。

◎岡田善行委員長

誰でしょうか。
総務部長。

●西山総務部長

各費目でそれぞれ人件費と事業費と入っているような状態でございます。それで、所属の業務内容であったりとかですね、そんなことによって人件費の率が多くなるような所属、費目が生じてくることかと思えます。

市民交流推進費につきましては、基本的には市民交流課等々の職員の人件費でございます。特に大きな事業費を持ってないというふうにちょっと考えております。以上です。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。
他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款2総務費の当委員会関係分の審査を終わります。
次に、22ページをお開きください。
款3民生費を御審査願います。
なお、当委員会の所管は、項5人権政策費のみです。
御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款3民生費の当委員会関係分の審査を終わります。
次に34ページをお開きください。
款10消防費を款一括で御審査願います。
御発言はございませんか。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

災害対策費の災害対策本部設置経費なんですが、ここの職員手当等ですね、これにつきましても2倍に増えておるということでございます。昨年も同じような状況で御質問申

し上げたときには、災対本部そのものは回数がすごく少なくなっておったんですが、地域での防災講習であったり、図上訓練でのマニュアル作成とか、避難所でのコロナ感染対策の見直しというようなことで人件費が増えたということでお聞かせいただいたんですが、今回どのような要因で増えておるのでしょうか。

◎岡田善行委員長
職員課長。

●上田職員課長

今回増えた要因ですけれども、災害対策本部が設置されたことに伴います。7月27日に大雨警報が発令されました。それから令和4年9月2日から9月4日の大雨警報、それから令和4年9月19日の台風14号、それから令和4年9月23日の台風15号、これに伴う、災害対策本部設置に伴う経費として今回補正のほうをさせていただいております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、分かりましたんですけど、当初予算で災対本部の設置はどの程度予定しておりましたのですか、当初予算の中では。

◎岡田善行委員長
職員課長。

●上田職員課長

金額としまして、時間外のほうを50万円、管理監督者の特別勤務手当のほうが120万円、特別勤務手当のほう50万円の予算の設置をさせていただいております。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません、災害本部の設置回数という部分では、予定分からないですか。

◎岡田善行委員長
職員課長。

●上田職員課長

金額のほうで盛らせていただいております。以上でございます。

○鈴木豊司委員

回数では。

●上田職員課長

回数のほうはちょっとすみません、分かりません。申し訳ございません。

○鈴木委員

ありがとうございます。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款10消防費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に12ページにお戻りください。

歳入の審査を一括でお願いします。

御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に1ページにお戻りください。

1ページから8ページの条文の審査に入ります。

条文の審査は条文一括でお願いします。

御発言はございませんか。

◎岡田善行委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

すみません、少しだけ。6ページの債務負担行為の補正、デジタル活用推進事業について少しだけお聞かせください。

これ令和4年度から始まってデジタル活用の推進事業というふうなことで、年間何回かやってもらっておる。令和4年は大体25回ぐらいあったかなっていうふうに聞いておるんですが、これスマホ教室をどのような場所でどのような形で開催をされているのか少しお聞かせください。

◎岡田善行委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

デジタル活用推進に伴います、いわゆるデジタルデバインド対策としてスマホ教室を開催させていただいております。一般枠、公共施設に集まっていただくのは一般枠と、地域のサロン等の地域の集まりに講師を派遣する形の団体枠、この2種類の形式で開催をさせていただきます。

◎岡田善行委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。一般枠っていうと大体市のほうで、何ていうんですかね、場所もきちっとしてっていうふうな形だと思いますが、団体枠っていうと、講師を派遣するというふうな形になるかと思しますので、そのときのスマホ教室の開催に際して、Wi-Fi環境はどのようになっているのか、お聞かせください。

◎岡田善行委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

団体枠のスマートフォン教室の開催に際しましては、お伺いするスマートフォン教室の会場にWi-Fi環境がない場合もございます。その場合には、市が用意したWi-Fiルーターを持って行って開催しております。

ですので、スマートフォンの参加者に通信料等の負担がないような、そのような形で開催をさせていただきます。

○浜口和久委員

結構です。ありがとう。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

職員課長。

●上田職員課長

すみません。先ほど、鈴木委員のほうにお答えさせていただきました災害対策本部の設置の当初予算、そこでちょっと誤りがありましたので、訂正のほうさせていただきます。申し訳ございません。

時間外勤務のほうがですね、50万円と言わせていただきましたけども、500万円の間違いでした。

それから管理職の特別勤務手当の120万円。それから特別勤務手当のほうは50万円、それから普通旅費が5万円ということになりますので、訂正のほうさせていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

◎岡田善行委員長

鈴木委員、よろしいでしょうか。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で議案第95号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第95号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第103号 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、条例等議案書の1ページをお願いします。

1ページから81ページの「議案第103号 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

川口委員。

○川口浩委員

第4条の定年による退職の特例についてお伺いします。

定年を迎えても引き続き勤務させるということが書かれておありまして、その理由として、その後（1）、（2）、（3）というふうに理由が挙げられております。「公務の運営に著しい支障が生じること」とかあるんですが、これらの規定というのはあくまで特例、例外という理解でよろしいのでしょうか。

◎岡田善行委員長
職員課長。

●上田職員課長

委員仰せのとおり、あくまでも特例、そちらに載っている部分で規定させていただいているのは、あくまでも特例と考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
川口委員。

○川口浩委員

同じように、管理監督職務上限年齢制、ここについても同様の規定があって、理由が同じように書かれているんですが、この場合もやはり誰から見ても、余人をもって代え難いであるとか、特殊な資格を持たれているとか、そういう事情がある場合というふうに理解してよろしいのでしょうか。

◎岡田善行委員長
職員課長。

●上田職員課長

委員仰せのとおり、新しくできます管理監督職の勤務上限年齢制、こちらの趣旨でございますけれども、若手中堅職員の昇進の機会を確保して、組織全体の活力、これを維持するためのものがございますので、あくまでも例外の措置でございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
川口委員。

○川口浩委員

ちなみに参考までに、現行制度ではこうした実例というのは頻繁にあるというか、ないというかどう理解したらいいのでしょうか。

◎岡田善行委員長
職員課長。

●上田職員課長

頻繁にはございません。以上です。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

余人をもって代え難いような場合に限るというふうな答弁というふうに理解しました。確かにその恣意的な運用、評価がなされますと、職員の方のモチベーションに大いに関わることで、御答弁どおりの運用を願いたいと思います。

そして定年延長が行われますと、新卒採用のほうの人数ですとか、抑制、新卒採用の抑制ということにつながるかなという懸念もあるんですが、組織の断層が生じてしまふとかね、そういう弊害もあるかなと思うんですが、そうした新卒抑制なんてことはないんでしょうか。

◎岡田善行委員長

職員課長。

●上田職員課長

委員仰せの採用に空白が出る、定年が令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に上げられますので、定年退職となる職員が隔年ということになりますけれども、市全体の質の高い行政サービスを安定的に提供する体制を確保するためには、定年引上げ中においても一定の採用、これを継続的に行う必要、それがあると考えております。以上でございます。

○川口委員

分かりました。ありがとう。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、すみません。まず今回の構成についてお尋ねをさせていただきたいんですが、改正前は全部で5条の構成になっていました。今回第9条追加して、全14条になるわけですが、それに準じて章編成になっておるんですが、なぜこの章編成にしたのか、その点お聞かせいただけないですか。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中世古総務課長

なぜ章編成にしたのか、章立てにしたのかということになります。

章立てにする場合というのは、内容を理解しやすいようにとか、またその内容を検索

しやすいようにということで、章立てとするものでございます。

今回、この条例の改正に当たりましては、国のほう、総務省のほうから参考例が出ております。この参考例に基づいて今回改正を行いまして、その章立てとしたものでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

伊勢市の公文例規程、こちらに本則が多くの条文からなる条例には、章あるいは節やら款をつけることができると、つけなさいということなんです。

それつけた場合には、当然に目次もつけよということなんですけど、実はこれ、公文例規程、私40年ぐらいたつと思うんですけど、作成に関わらせていただきました。当時はパソコンもワープロもなくって、コピーも湿式コピー、皆さん御存じかどうか知らんけど、湿式コピーということで、トレーシングペーパーに手書きしてつくったというような思い出があるんです。

また、議会に出す議案についても、タイプで打ってもらって、輪転機を回してつくっておったというような時代でございますが、この公文例規程の規定そのものを、この内容を承知の上での章編成なのか、その辺の御見解はいかがですか。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中世古総務課長

公文例規程に規定されておりますのは、確かに本則が多くの条文からなる場合というふうには規定されております。多くの条文からなる場合には、章編成を用いることができるというような規定があります。今回の場合、その14条が多くには当たらないという部分もあるかと思えますけども、内容が分かりやすく、また検索しやすいように、それぞれの章においての内容等も、様々な場合ですと国のほうにおいても法律でも少ない条文におきましても章編成を用いておるものもございます。

その点から今回は章編成ということにさせていただいたものでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回この条例で14本の条例をいろいろおるんですかね。14本の条例の中で、例えば給与条例が40条からなっておるんですが、それに章はついてないんですよ。ですので、その辺で一つ矛盾を感じたものでお聞かせいただいたんです。

今回、公文例規程の条文が多いという部分の解釈と、これもう40年からたっておりま
すので、時代も法令執務そのものも変化してきているのかなというふうに思うんですが、
この辺の公文例規程を一度見直す必要もあるのかなというふうに思っておるんですけど、
その辺はいかがですか。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中世古総務課長

議員おっしゃいましたように、確かに公文例規程、今だんだん電子決裁等も含めてな
ってきた場合でいきますと、それぞれまた、これが即してない場合も出てくる可能性も出
てきます。

おっしゃいましたように、一度またこの公文例規程についても見直しを行ってまいり
たい、その辺を検討してまいりたいと思います。以上です。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

それでは本題に入りたいと思うんですが、2ページの第3条です。定年の規定なんで
すが、今回年齢60年を年齢65年に改めております。

この年齢65年、60年でもよろしいんですが、どういうふうに解釈したらいいのか、そ
の点を教えていただけないですか。

◎岡田善行委員長

職員課長。

●上田職員課長

こちらはあくまでも職員の定年の年齢を定めております。

定年による退職日というのがございますけども、そちらのほうはですね、伊勢市職員
の定年等に関する条例の第2条に、「職員は、定年に達したときは、定年達した日以後に
おける最初の3月31日に退職する」ということで規定をしておりますので、65歳になりま
してもその年度末に退職ということになります。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません。

そうすると、年齢65年っていうのは、誕生日を指すという理解でいいんですかね。

◎岡田善行委員長
職員課長。

●上田職員課長
誕生日、そうですね、その年代の誕生日ということで結構です。以上です。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
はい、分かりました。ありがとうございます。

次に11ページなんですが、第7条の育児休業等に関する条例の一部改正の中で、ここでは、育児休業をすることができない職員、それと育児短時間勤務をすることができない職員を規定されておるんですが、条例第9条の規定により、異動期間を延長された管理監督職を占める職員ということで説明があるんですけど、私は第9条そのものをよく理解できませんもので、具体的にどのような職員を指すのか教えていただけないですか。

◎岡田善行委員長
職員課長。

●上田職員課長
第9条の説明でよろしいでしょうか。それとも、育児ということ。

○鈴木豊司委員
できない職員というのはどの職員なのか。

●上田職員課長
申し訳ございません。
育児休業をすることができない職員について説明させていただきます。まず一つは、配偶者同行休業の職員の代替職員として任用された任期付職員、それから育児休業の職員の代替職員として任用された任期付職員、それから定年延長した職員、それから今回新しく追加しました条文ですけども、60歳で役職定年をせず引き続き管理職として勤務する職員、それから介護休暇、部分休業の職員の代替職員として任用された任期付短時間勤務職員、それから非常勤職員のうち勤務日数が週3日以上で、または年121日以上で引き続き任用される職員以外ということになります。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。また、一度勉強もさせてもらいたいと思います。

それと最後ですが、参考の部分で52ページをお願いしたいと思います。

給与条例の改正前、改正後の表があるんですが、その下に米印で議案第104号による改正後の条文ということで書いてもらっております。

次の議案第104号には、たしか議案103号による改正後の条文ということで同じようなことが、99ページ。99ページも、同じような米印で説明があるんですけど、これはどう意味なのか。恐らく執行日の関係か何かかなと思うんですけど、教えていただけないですか。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中世古総務課長

こちらの表記につきましては、委員先程おっしゃられていただきますように執行日の関係でございます。

まず、この議案第103号の定年に関するほうの改正の場合の条例は、令和5年4月1日施行になります。次の議案のちょっと米印で書かせてもらっております議案第104号、この第1条関係の施行日につきましては公布の日から施行ということになりますので、公布の日から施行したものを、溶け込んだ新旧対照表ですということを表わさせていただいた表記になります。以上です。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ちょっと理解をようせんなんですけど。

最初のほうは、施行日が4月1日ですか。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中世古総務課長

まず定年のほうから。ちょっとすみません、繰り返しになって申し訳ありませんが、定年のほうの施行期日につきましては、令和5年4月1日の時点で施行されます。

次の議案第104号の第1条関係というものが、公布の日から施行されるということになっております。

なので令和5年4月1日より先にその給与条例、議案第104号の給与条例が改正されますので、その内容が溶け込んだ状態の新旧対照をもって、令和5年4月1日の時点での新旧対照を作らせていただいたというものになりまして、具体的にどこかと申しますと、

57ページの新旧対照表を見ていただきますと、第28条第2項第1号、第2号で勤勉手当のところがございます。この勤勉手当のところ、もう104号の議案でいきますと、公布の日から施行になっているので、ここの率が変わっておる。その新旧対照を用いるために、先ほどの当初委員さんおっしゃっていただいたような表記をさせていただいた、米印の表記をさせていただいたという形になります。以上です。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

議案第103号の場合はそれで理解をさせてもらうんですけど。次の、先になってしまいますが、議題に入っていないのですが、議案第104号の場合は、その必要はないんじゃないですかね。

◎岡田善行委員長

総務課長。

●中世古総務課長

議案第104号につきましては、これが第1条、第2条と条立ての条がまとまった、幾つかの条で重なった一部改正条例になっておりまして、この第2条関係につきましては、令和5年4月1日に施行にはなるんですけども、公布を先に、議案番号順にした場合に、こちらが溶け込んだ形になっております。

議案第103号の状態を、改正を反映されたものを、今度、議案第104号の令和5年4月1日の施行期日で、その後に反映させに行くということになりますので、この表記を持ってこさせていただきます。以上です。

◎岡田善行委員長

総務部参事。

●中川総務部参事

すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

まず、98ページを御覧ください。

給与条例の人勸の関係の改正で98ページが先に溶け込んでいきます。このときは、率の改正だけですね、数字のところが変わっています。その後に、定年等ということで、57ページが、順番的に次に溶け込む、それが4月1日で溶け込んでいきます。

このときは、人員のことです。再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員に変わります。このところが98ページの次に57ページが変わってきます。

57ページが溶け込んだ後に、今度人勸関係の99ページが変わります。

99ページのほう見ていただくと、言葉のほうはもう既に変わっておる状態です。

99ページは、今度は数字だけが変わってくということで、時系列的には、98ページが、

先に行って、4月1日の時点で57ページが行って、次いで99ページが行くと。こういう関係になりますので、同じ議会に、2つの議案を出させていただきとるということを踏まえまして、今回、新旧対照表のところにこういう表記をさせていただいたということでございます。

こういう書き方は国会のほうでも法案でよく書かれていますので、そこを見まして参考にさせていただいたということでございます。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

職員課長。

●上田職員課長

すみません。先ほど育児休業することができない職員のほうお答えさせていただいたんですけども、育児短時間勤務をすることができない職員、こちらのほうのお答えをするのを失念しておりましたので追加のほうだけさせていただきます。

育児休業することができない職員とほぼ同じなんですけども、配偶者同行休業の職員の代替職員として任用された任期付職員、育児休業の職員の代替職員として任用された任期付職員、定年延長した職員、それから60歳で役職定年をせず引き続き役職、管理職として勤務する職員、この4つということになりますので、答弁を忘れておりましたのでお答えさせていただきます。申し訳ございませんでした。

◎岡田善行委員長

川口委員、よろしいですか。

○川口委員

はい。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第103号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第103号 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第104号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、82ページをお開きください。

82ページから114ページの「議案第104号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第104号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第104号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第115号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について】

◎岡田善行委員長

次に、149ページをお開きください。

149ページから151ページの「議案第115号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

少しお聞かせください。

この規約はですね、物品業務委託に係る入札参加資格の申請の受付、審査の共同化に関する事務っていうふうなことでございまして、これメリットがあるということで、三重

県市町総合事務組合の規約のほうへ入れていただくというふうな部分だと思います。

これ令和5年4月1日から施行するというふうになっておりますが、これの予算ですね、これは来年度の予算に上がってくるということで3月に予算議会があります。そこで上がってくるっていう感覚でよろしいですかね。

◎岡田善行委員長
契約課長。

●北村契約課長
予算のほうですが、令和5年度の当初予算を予定しております。以上です。

◎岡田善行委員長
浜口委員。

○浜口和久委員
分かりました。

そうしますと令和5年4月1日からの施行になりますので、施行前の準備として、その組合と色々な情報、向こうへ持って行ったりとか、全部やり取りをせないかんっていうふうな状況になりますので、施行前の準備として、債務負担行為も何も今回上がってないんですよ。

なので4月1日からいきなりぽんと施行できるんかなっていうのをちょっと気になっているんですが、ここら辺どのように考えたらよろしいでしょうか。

◎岡田善行委員長
契約課長。

●北村契約課長
業者登録につきましては、令和5年度中は準備期間としまして、組合のほうで新たな登録をしていただきます。実際の業者登録のデータの活用につきましては、令和6年4月1日を予定しております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
浜口委員。

○浜口和久委員
本格運用は令和6年4月1日からということでもよろしいかな。

◎岡田善行委員長
契約課長。

●北村契約課長

委員仰せのとおりでございます。

◎岡田善行委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第115号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第115号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをしまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時34分

上記署名する。

令和4年12月19日

委員長

委員

委員